

別表第1(第2条関係)

基準指数

番号	保護者の状況				基準指数	
1	居宅外労働	外勤	勤務日数 月20日以上	勤務時間 正職員又は 8時間以上	事業所等に雇用されている場合	10
				7時間以上		9
				6時間以上		8
				4時間以上		6
			月16日以上	8時間以上		8
				6時間以上		7
				4時間以上		5
			月12日以上	8時間以上		6
				6時間以上		4
			自営	本人		主たる従事者の場合
	協力者	主たる従事者に協力して従事している場合		8		
	居宅内労働	自営・農業	本人	主たる従事者の場合	10	
協力者			主たる従事者に協力して従事している場合	7		
内職	勤務時間	8時間以上	メーカー又は直接需要者から依頼され、自宅で物品の製造加工等に日々従事している場合	6		
		4時間以上		4		
2	妊娠・出産	妊娠・出産のため保育にあたることができない場合			9	
3	保護者の疾病障がい等	疾病	入院	おおむね1か月以上の入院	9	
			居宅療養	長期にわたり常時介護を必要とする場合	9	
				1か月以上の安静加療を必要とする場合	7	
		障がい	重度	身体障害者手帳1級若しくは2級又は療育手帳Aを所持しているかこれと同程度の障がいの場合	10	
			中度	身体障害者手帳3級又は療育手帳Bを所持しているかこれと同程度の障がいの場合	7	
軽度	身体障害者手帳4～7級を所持もしくはこれと同程度の障がいの場合	5				
4	親族の介護・看護	長期入院付き添い	おおむね1か月以上親族の入院に付き添う場合		8	
		居宅内看護	同居の親族の長期にわたる居宅療養等の介護を常時行っている場合		7	
		心身障がい児(者)介護	心身障がい児(者)の介護、通園、通院、通学等に従事している場合		6	
5	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧作業のため保育にあたることができない場合			10	
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む。)のため日中外出を常態とする場合			3	
7	就学	就職に必要な技能取得のため職業訓練校又は学校に通学している場合			6	
8	児童虐待・配偶者からの暴力	児童虐待(おそれも含む。)や配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合			10	
9	その他	児童福祉の観点から保育の必要性が高いと判断した場合			8	

備考 勤務時間に1時間未満の端数がある場合の当該端数の取扱いは、切捨てとする。

別表第2(第2条関係)

調整指数

番号	条 件	調整指数
1	ひとり親家庭 死亡、離婚、未婚によるひとり親家庭又は両親がいない家庭の場合	+12
	上記以外で児童扶養手当の受給資格がある場合	+12
	離婚裁判中、離婚調停中及びひとり親家庭に準ずると認められる場合	+10
2	生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる低所得世帯の場合	+7
3	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	+5
4	児童虐待(おそれも含む。)や配偶者からの暴力がある場合など社会的養護が必要と認められる場合	+7
5	特別児童扶養手当の支給対象児童、障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている児童又はこれと同等の障がい有すると認められる児童の場合	+5
6	出産休暇又は育児休業終了後に復職する場合	+2
7	兄弟姉妹(多胎児も含む。)が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を既に利用している場合で、同一の施設・事業の利用を申請する場合	+3
8	兄弟姉妹(多胎児も含む。)が同時に新規申込みをする場合	+2
9	兄姉(18歳以下)が2人以上いる場合	+1
10	小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児の場合	+3
11	出産休暇、育児休業、児童の傷病その他やむを得ない事情により卒園前に退所し、保護者の復職時に従前の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に再入所を申請する場合(兄弟姉妹(多胎児を含む。)同時入所を含む。)	+3
12	認定こども園に入所している児童が1号認定から2号認定に認定区分が変更となり、引き続き当該施設の利用を申請する場合	+3
13	その他市長が認める場合	+2
14	転園(転居等により在籍する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業への通所継続が困難と認められる場合又は兄弟姉妹が入所している施設・事業に利用を希望する場合を除く。)の場合	-1
15	65歳未満の同居の親族が保育可能である場合	-3